

秋田県告示第149号

秋田県児童会館条例（平成17年秋田県条例第72号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県児童会館の使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定により、公告する。

承認した秋田県児童会館の使用に係る利用料金は、平成30年4月1日から適用する。

平成30年3月9日

秋田県知事 佐竹敬久

1 ホールの利用料金

| 区 分 | | 利用料金の額 | | |
|---|------------------------|------------------|----------------|-------------------|
| | | 午前 | 午後 | 夜間 |
| | | 午前9時から から正午まで | 正午から午後 5時まで | 午後5時から 午後10時まで |
| 入場料を徴収しない場合又は入 場料1人当たりの最高額が300円 以下の場合 | 児童の健全な育成のために利用 するとき | 9,200円 | 15,400円 | 15,400円 |
| | その他の目的のために利用する とき | 13,800円 | 22,900円 | 22,900円 |
| 入場料1人当たりの最高額が301 円以上1,000円以下の場合 | 児童の健全な育成のために利用 するとき | 15,400円 | 25,800円 | 25,800円 |
| | その他の目的のために利用する とき | 20,700円 | 34,400円 | 34,400円 |
| 入場料1人当たりの最高額が 1,001円以上の場合 | 児童の健全な育成のために利用 するとき | 18,300円 | 30,800円 | 30,800円 |
| | その他の目的のために利用する とき | 27,500円 | 45,800円 | 45,800円 |

備考

- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に使用する
場合（児童の健全な育成のために利用する場合を除く。）の利用料金の額は、この表に定める額に1.2を乗
じて得た額とする。
- この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収す
るその入場の対価をいう。
- 使用者が入場料を徴収しない場合又は1人当たりの最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合で、営
業その他これに類する目的をもって利用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,001円以上の場合の利
用料金を徴収する。

2 冷暖房設備の利用料金

| 区 分 | 利用料金の額（1時間につき） | |
|-----|--------------------|------------------|
| | 児童の健全な育成のために利用するとき | その他の目的のために利用するとき |
| ホール | 2,000円 | 2,100円 |

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1
時間とする。

3 ピアノ及び電子オルガンの利用料金

| 区 分 | 利用料金の額（1台1時間につき） | |
|-----------|--------------------|------------------|
| | 児童の健全な育成のために利用するとき | その他の目的のために利用するとき |
| グランドピアノ | 1,600円 | 1,700円 |
| アップライトピアノ | 520円 | 580円 |
| 電子オルガン | 1,600円 | 1,700円 |

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1
時間とする。

4 拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の利用料金

| 区 分 | 利用の単位 | 利用料金の額 | | | |
|-----|-------|----------------------------|------------------|--------------------------------|------------------|
| | | 第1号の表に掲げる午前の時 間帯に利用する場合 | | 第1号の表に掲げる午後又は 夜間の時間帯に利用する場合 | |
| | | 児童の健全な 育成のために | その他の目的 のために利用 | 児童の健全な 育成のために | その他の目的 のために利用 |
| | | | | | |

| | | | 利用するとき | するとき | 利用するとき | するとき |
|------|---------------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 拡声設備 | 音響装置（マイク1本付き） | 1式につき | 1,600円 | 1,700円 | 2,600円 | 2,900円 |
| | テープレコーダー | 1台につき | 830円 | 910円 | 1,400円 | 1,500円 |
| | コンパクトディスクプレーヤー | | 830円 | 910円 | 1,400円 | 1,500円 |
| | ミニディスクプレーヤー | | 830円 | 910円 | 1,400円 | 1,500円 |
| | ワイヤレスマイク | 1個につき | 830円 | 910円 | 1,400円 | 1,500円 |
| | マイク | 1本につき | 520円 | 580円 | 860円 | 960円 |
| | 移動型スピーカー | 1台につき | 250円 | 280円 | 420円 | 460円 |
| | 跳ね返りスピーカー | | 250円 | 280円 | 420円 | 460円 |
| 照明設備 | 第1ボーダーライト | 1式につき | 1,000円 | 1,100円 | 1,700円 | 1,900円 |
| | 第2ボーダーライト | | 1,000円 | 1,100円 | 1,700円 | 1,900円 |
| | プロセニアムライト | | 1,000円 | 1,100円 | 1,700円 | 1,900円 |
| | 第1サスペンションライト | | 1,000円 | 1,100円 | 1,700円 | 1,900円 |
| | 第2サスペンションライト | | 1,000円 | 1,100円 | 1,700円 | 1,900円 |
| | ホリゾンライト | | 1,600円 | 1,700円 | 2,600円 | 2,900円 |
| | シーリングスポットライト | | 1,600円 | 1,700円 | 2,600円 | 2,900円 |
| | フロントサイドスポットライト（4列） | | 830円 | 910円 | 1,400円 | 1,500円 |
| | センターピンスポットライト（2列） | | 670円 | 740円 | 1,100円 | 1,200円 |
| | 天井反射板ライト | | 520円 | 580円 | 860円 | 960円 |
| | トーマンタルライト（2列） | | 310円 | 350円 | 520円 | 580円 |
| | バルコニースポットライト（6列） | | 520円 | 580円 | 860円 | 960円 |
| | 花道フットライト（2列） | | 100円 | 110円 | 180円 | 200円 |
| | 花道上部フットライト（4列） | | 310円 | 350円 | 520円 | 580円 |
| | ローアホリゾンライト（8本） | | 500円 | 540円 | 830円 | 910円 |
| | フットライト（2列） | | 310円 | 350円 | 520円 | 580円 |
| | とつ 平凸8インチレンズ スポットライト（移動式） | | 620円 | 690円 | 1,000円 | 1,100円 |
| | フレネル8インチレンズ スポットライト（移動式） | | 730円 | 810円 | 1,200円 | 1,400円 |
| | とつ 平凸6インチレンズ スポットライト（移動式） | | 160円 | 180円 | 260円 | 290円 |
| | フレネル6インチレンズ スポットライト（移動式） | | 160円 | 180円 | 260円 | 290円 |
| | フットスポットライト（移動式） | | 160円 | 180円 | 260円 | 290円 |

| | | | | | | |
|------|---------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | ディスクマシン | | 420円 | 460円 | 700円 | 770円 |
| | スパイルマシン | | 420円 | 460円 | 700円 | 770円 |
| | フィルムマシン | | 420円 | 460円 | 700円 | 770円 |
| 映写設備 | 16ミリ用映写機（スクリーンを含む。） | 1式につき | 1,900円 | 2,100円 | 3,200円 | 3,500円 |
| | スライド用映写機（スクリーンを含む。） | | 420円 | 460円 | 700円 | 770円 |
| 舞台設備 | 金びょうぶ | 1双につき | 670円 | 740円 | 1,100円 | 1,200円 |
| | 所作台 | 1式につき | 1,900円 | 2,100円 | 3,200円 | 3,500円 |
| | 平台 | | 670円 | 740円 | 1,100円 | 1,200円 |
| | オーケストラピット | 1基につき | 2,500円 | 2,800円 | 4,200円 | 4,600円 |
| | 舞台せり上げ装置 | | 670円 | 740円 | 1,100円 | 1,200円 |
| | 音響反射板 | 1式につき | 1,200円 | 1,400円 | 2,100円 | 2,300円 |
| | バック幕 | 1枚につき | 250円 | 280円 | 420円 | 460円 |
| | 暗転幕 | | 250円 | 280円 | 420円 | 460円 |

5 持込み器具に係る電力設備の利用料金

| 区 分 | 利用料金の額（1時間につき） | |
|--|--------------------|------------------|
| | 児童の健全な育成のために利用するとき | その他の目的のために利用するとき |
| 持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき1キロワット未満 | 30円 | 30円 |
| 持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき1キロワット以上3キロワット未満 | 100円 | 100円 |
| 持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき3キロワット以上5キロワット未満 | 160円 | 170円 |
| 持込み器具の定格消費電力の合計が1回路につき5キロワット以上 | 330円 | 350円 |

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。